

検定合格警備員配置路線の見直し

～令和7年10月1日変更～

『警備業法』及び『警備員等の検定等に関する規則』の規定により、警備業者は、都道府県公安委員会が必要と認める路線において交通誘導警備業務を行う場合は、その場所ごとに交通誘導警備業務1級又は2級の検定合格証明書の交付を受けている警備員を一人以上配置することが義務付けられており、岡山県では令和2年から15路線が認定されています。（以下、「現行認定路線」といいます。）

県下の交通事故発生状況を鑑み、現行認定路線が見直されることとなり、下記のとおり令和7年3月28日に新たな認定路線が告示されました。（以下、「新認定路線」といいます。）

令和7年10月1日以降に新認定路線で交通誘導警備業務を行う場合は、検定資格者の配置が義務付けられますので、ご注意ください。（現行認定路線は、9月30日をもって廃止となります。）

岡山県公安委員会認定路線（新認定路線）

	路 線	区 間
1	国道2号	岡山県の全域
2	国道30号	岡山県の全域
3	国道53号	岡山県の全域
4	国道180号	岡山県の全域
5	国道181号	岡山県の全域
6	国道250号	岡山県の全域
7	国道313号	岡山県の全域
8	国道374号	岡山県の全域
9	国道430号	岡山県の全域
10	岡山児島線 (県道21号)	岡山県の全域
11	岡山吉井線 (県道27号)	岡山県の全域
12	岡山牛窓線 (県道28号)	岡山県の全域
13	岡山港線 (県道40号)	岡山県の全域
14	岡山赤穂線 (県道96号)	岡山県の全域
15	寒河本庄岡山線 (県道397号)	岡山県の全域
16	倉敷西環状線 (県道428号)	岡山県の全域

令和7年3月28日告示（岡山県公安委員会告示第40号）
※令和7年10月1日施行